

甲府市告示第 3 7 9 号

甲府市上帯那町地域内の土地について、国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）による地籍調査を行い、地籍調査作業規程準則（昭和 3 2 年総理府令第 7 1 号）第 3 0 条第 1 項の規定に基づき、土地の境界について調査したところ、次の土地の所有者等の所在が明らかでないが、筆界を特定し得る資料等に基づき、同条第 5 項の規定により筆界案を作成したので、同項の規定により公告する。

ついでには、次のとおり筆界案を確認することができる者は公告期間内に筆界案について意見を申し出ることができ、公告期間内に申出がないときは筆界案を確認したものであるとして筆界の調査を行うものとする。

令和 8 年 7 月 1 4 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 土地の所在・地番
甲府市上帯那町 1 0 3 番乙
- 2 筆界案を確認できる場所
甲府市役所 7 階 まちづくり部 まち整備室 用地課
(甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号)
- 3 筆界案を確認できる者
上記 1 の土地所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人
- 4 筆界案を確認できる期間
令和 8 年 7 月 1 4 日から 8 月 3 日まで 2 0 日間
なお、期間中の午前 9 時から午後 5 時までの間とする。
ただし、土日、祝日の閉庁日を除く。
- 5 筆界案の作成者
甲府市 まちづくり部 まち整備室 用地課